

Family Consulting Service: Tax and Regulation Newsletter

日本の令和 2 年度税制改正大綱、オーストラリアの予算案修正 および最近の米国・香港の税制改正

2020 年 3 月

本ニュースレターは、個人・ファミリーまたは事業に影響を与え得る海外の主要当局の動きに注目しているクライアント向けに、デロイト・トーマツ税理士法人の専門家が重要であると考えられる最新税務情報を英語および日本語でお届けするものです。

国/地域別の最新情報

1. 日本

自民党が公表した令和 2 年度税制改正大綱

2019 年 12 月に公表された令和 2 年度税制改正大綱には、グループ通算制度への移行が見込まれる連結納税制度の変更やベンチャー企業への投資促進のための新たなインセンティブおよび消費税の申告期限の延長などが盛り込まれています。また、企業が不当な投資損失を出すことを防止する租税回避防止条項や、個人に影響を与える多数の条項が導入される見込みです。

国際課税

特定の子会社株式の譲渡による租税回避措置の防止条項

個人課税

(1) 金融・証券税制 (2) エンジェル税制の改正 (3) 国外中古建物の不動産所得に係る損益通算の取扱い (4) 寄付金控除の対象となる公益法人等の改訂 (5) 国外に居住する親族に係る扶養控除の改訂 (6) 国外財産調書制度の見直し

ソース(英語): [Japan Inbound Tax & Legal Newsletter December 2019, No.49](#)

2. 米国

アメリカ合衆国連邦裁判所が発表する外国信託の報告義務違反に対する罰則

ニューヨーク東部地区の連邦裁判所は、外国信託の所有者兼受益者には、外国信託の所有者に適用される 5% の罰金が課され、外国の信託受益者に適用される 35% の罰金は課されないとの判決を下しました。

ソース(英語): [United States - US District Court rules on penalties for violating reporting obligations related to foreign trusts \(28 Nov. 2019\), News IBFD \(accessed 14 Jan. 2020\)](#)

議会が減税・歳出法案を承認

2019 年 12 月 16 日の週にトランプ大統領は上下両院で正式に承認された二つの歳出法案に署名し、当法案により 2020 年度の残りの期間に必要な政府資金が承認されました。

これら二つの歳出法案のうち一つには、いくつかの税制改正事項が盛り込まれています。例えば、期限切れおよび期限切れ予定の課税規定の延長、18 歳未満の子どもに適用される税、2010 年の患者保護と医療費負担適正化法 (PPACA) で制定された一部の歳入規定の廃止、退職保障措置 (安全保障法)、減税と雇用法として知られる 2017 年の税制改革でなされた政策変更の一部の修正、米国政府が宣言した特定の自然災害の被害者に対する減税などです。

ソース(英語): [Deloitte tax@hand. Congress approves tax relief and spending legislation: Legislation incorporates some long-stalled tax priorities](#)

外国税額控除に関する最終規則

2019年12月2日に米国財務省および米国内国歳入庁(IRS)は、米国内国歳入法(IRC)の諸規定に基づく外国税額控除(FTC)の決定に関する最終規則を公表しました。

最終規則には、新しい海外支店所得区分を考慮し、過年度の外国税額再決定の会計処理を規定するセーフ・ハーバー規定が含まれています。TCJAの海外支店区分の追加により、最終規制には、外国税額控除の繰越欠損金、全体的な海外損失(OFL)、全体的な国内損失(ODL)、個別の制限損失(SLL)、および純営業損失(NOL)に関する移行規則を含みます。

ソース(英語): [United States - Final regulations issued on foreign tax credits \(03 Dec. 2019\), News IBFD \(accessed 15 Jan. 2020\)](#).

個人資産の販売に伴う収入源に関する規制案

米国財務省と IRS は、米国内で生産され、米国外で販売される在庫の販売からの収入源、またはその逆を決定するための規制案¹を公表しました。

ソース(英語): [United States - Proposed regulations issued on source of income from sales of personal property \(31 Dec. 2019\), News IBFD \(accessed 15 Jan. 2020\)](#)

IRSによる仮想通貨に関するFAQの更新

IRSは、仮想通貨を資産計上している納税者への手引きとして、仮想通貨取引に関するよくある質問集²を更新しました。

ソース(英語): [United States - IRS updates FAQs on virtual currency \(02 Jan. 2020\), News IBFD \(accessed 15 Jan. 2020\)](#)

3. オーストラリア

政府が予算修正を公表

2019年12月16日にオーストラリア政府は2019-20年度の期中経済動向予測(MYEFO)を公表しました。MYEFOでは、政府は、2019-20年間で50億豪ドルの収入を確定し、4カ年では235億豪ドル以上の累積収入を予測しています。発表された重要かつ関連する税制改正は次のとおりです。

・老齢年金: 適格ロールオーバー・ファンド

上記およびオーストラリア政府によって発表された追加の税制改正に関する詳細については、以下のリンク先をご覧ください。

ソース(英語): <https://www.taxathand.com/article/12653/Australia/2019/Government-releases-budget-update>

4. 香港

税制優遇措置の実施-改正法案の通達

2019年11月6日に立法評議会は、内国歳入法(減税)(修正)第2019号を可決しました。新条例は、2019-2020年予算で提案された優遇税制措置を実施するものです³。

ソース(英語): [Hong Kong - Tax concessions to be implemented – amendment bill passed \(08 Nov. 2019\), News IBFD \(accessed 14 Jan. 2020\)](#)

参考文献

デロイト情報	政府機関	独立した研究機関
・ Deloitte Tohmatsu Japan Inbound Tax & Legal Newsletter ・ Deloitte tax@hand	・ 自由民主党 ・ 米国内国歳入庁 ・ 米国連邦官報	・ International Bureau of Fiscal Documentation (IBFD)

上記のリソースはすべて一般に公開されています。これらのリソースをニュースレターに記載することは、Deloitte Touche Tohmatsu Limited が内容を保証するものではありません。

¹ REG-100956-19 (<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2019-12-30/pdf/2019-27813.pdf>)

² <https://www.irs.gov/individuals/international-taxpayers/frequently-asked-questions-on-virtual-currency-transactions>

³ Hong Kong-1, News 27 February 2019 (https://research.ibfd.org/#/doc?url=/linkresolver/static/tns_2019-02-27_hk_1)

Deloitte Private Japan とファミリーコンサルティングサービス

Deloitte Private Japan は、民間企業、その所有者、および事業とは別に多額の資産を保有する個人が、効果的な事業戦略と税務戦略を理解、計画、および実行するための支援を行います。

ファミリーコンサルティングサービスでは、事業資産および資産を所有および管理する家族に4つのサービスを提供しています。

- ファミリーガバナンス最適化
- コンティンジェンシープランニング
- 後継者育成サービス
- ファミリーオフィスサービス

私たちは、オーナーファミリー・ファミリービジネスに寄り添う「番頭さん」として、「誰に聞いたらいいかわからない..」というお客様のお悩みを解消します。問題がいかに複雑であっても、一つの窓口を通じてファミリーの繁栄をサポートいたします。また、国内外のデロイトネットワークを駆使し、以下のサービスを通じてファミリーとそのビジネスを支援します。

- 所得税のアドバイザーおよびコンプライアンスサービス
- オーナーとご家族の資産計画
- 国際税務・資産コンサルティング
- ファミリー企業コンサルティング
- 承継相談
- 国境を越えた継承・再編支援
- 家族統治とオーナー家族のための評議会支援

詳しくは Web サイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/family-consulting-jp

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/family-consulting-jp

お問い合わせ

ニュースレターに関するご質問やご意見は、下記の担当者までお問い合わせください。

パートナー マネジャー
河野 絵美 アレックス・ウォーターズ マラワン・エルガムラウィ
デロイトトーマツ税理士法人 ファミリーコンサルティング
Tel: 03-6213-3800
email: tax.cs@tohmatsumsu.co.jp

ニュースレター発行元

デロイトトーマツ税理士法人

東京事務所

〒100-8362 東京都千代田区丸の内三丁目2番3号丸の内二重橋ビルディング

Tel: 03-6213-3800(代)

email: tax.cs@tohmatsumsu.co.jp

会社概要: www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス: www.deloitte.com/jp/tax-services

ファミリーコンサルティングサービス: www.deloitte.com/jp/family-consulting-jp

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイト ネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社並びにそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のビジネス プロフェッショナル グループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスク アドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 40 都市に 1 万名以上の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”)、そのグローバル ネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人のひとつまたは複数を含みます。DTTL (または “Deloitte Global”) ならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における 100 を超える都市 (オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む) にてサービスを提供しています。

Deloitte (デロイト) は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、リスク アドバイザリー、税務およびこれらに関連する第一級のサービスを全世界で行っています。150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ Fortune Global 500® の 8 割の企業に対してサービス提供をしています。“Making an impact that matters” を自らの使命とするデロイト の約 286,000 名の専門家については、(www.deloitte.com) をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社 (デロイト トーマツ 税理士 法人を含む) がこれに限らない、以下「デロイト ネットワーク」と総称します) に帰属します。著作権法により、デロイト ネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイト ネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイト ネットワークの公式見解ではありません。デロイト ネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2020. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.



IS 669126 / ISO 27001